学校法人関東学園役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人関東学園(以下「法人」という。)の役員報酬に関し、必要な 事項を定めることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この規程における用語の定義は次のとおりとする。
 - (1) 専任理事: 本学園の理事を専任とする者をいう。
 - (2) 兼務理事 : 本学園の教職員として在籍し理事を兼ねる者をいう。
 - (3) 非常勤理事:本学園の理事会等必要な場合に出席し、議事の審議に当たる者をいう。
 - (4) 監事 : 勤務態様にかかわらず、学校法人関東学園寄附行為第9条に規定する 監事をいう。

(報酬)

- 第3条 役員の報酬は、次の各号のとおりとする。
- (1) 専任理事の報酬は、専任理事俸給及び賞与とする。
- (2) 兼務理事の報酬は、兼務理事俸給及び賞与とする。
- (3) 非常勤理事の報酬は、非常勤理事手当とする。
- (4) 監事の報酬は、監事俸給及び賞与とする。

(報酬額)

第4条 専任理事俸給、兼務理事俸給、非常勤理事手当及び監事俸給については、役員報酬支給細則による。

(俸給等支給日)

- 第5条 俸給の支給日は、毎月25日とする。ただし、支給日が金融機関の休業日に当たるときは、金融機関の営業日に繰り上げて支給する。
- 2 非常勤理事手当については、6月及び12月に支給する。
- 3 俸給及び手当は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の 指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

(賞与)

第6条 専任理事、兼務理事及び監事の賞与については、学校法人関東学園給与規定第16 条及び第17条を準用する。

(役員報酬の支給停止)

- 第7条 次の各号に該当する場合は、役員報酬の一部又は全部の支給を停止することができる。
 - (1) 本人から受給の辞退申出があったとき。
 - (2) 学園の財政上支出が困難になったとき。
 - (3) 役員が法人と係争関係に入ったとき。

- (4) 刑事事件等に関係し、学園の名誉を傷つけたとき。 (細則の制定)
- **第8条** この規定の運用について、必要と認める場合は細則を制定することができる。 (公表)
- 第9条 この規程は、役員報酬等の支給の基準として、公表する。 (規程の改廃)
- 第10条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附則

この規程は、2020(令和2)年4月1日から施行する。